

住宅リフォーム助成のご案内

(平成30年度第2次募集)

市民の皆様が、市内の施工業者を利用して、自宅の補修、改良工事など（住宅リフォーム）を行う場合、その経費の一部を赤穂商工会議所商品券で助成します。

市内の施工業者を利用した住宅リフォーム工事に対し

最大13万円を商工会議所商品券で助成します！

※市内の施工業者とは、赤穂市内に主たる事業所（本社・本店）を有する法人又は個人事業者です。

■ 対象工事

工事経費が20万円以上（税込）で、正式な助成申請手続き完了後（早くても平成30年10月中旬以降の工事となります）に着手し、平成31年3月29日までに完了、工事代金の支払いを終え、実績報告書が提出できる工事で、次に該当するもの。

- ① 住宅の改修工事、その他住宅の機能の維持及び向上のために行う補修、改良又は設備改善のための工事（一部増築を含む）

例：壁紙の張り替え、外壁の塗り替え等住宅の模様替え工事、下水道の排水設備工事、水洗便所への改造工事等

- ② 住宅の敷地内での自家用駐車場の設置や修繕の工事
- ③ 防犯用感知ライトやフェンスの設置など住宅の防犯機能を高める工事

※ 住宅とは、人の居住を用途とする建築物としており、庭、植栽等の建築物に当たらない部分の工事やクーラー等の電化製品の取り付け等、対象とならない工事もあります。

※ 市の他の制度による助成や貸付を受けている工事は、対象となりません。

■ 助成金額

助成対象となる工事経費の13%で最高13万円を商工会議所商品券で助成します。

■ 対象者及び住宅

- ① 赤穂市内にお住まいで住民登録を有する人。
- ② 助成申請者が所有し、居住している市内の住宅（事業所は対象外）
- ③ 市税の滞納や市の各種融資の償還について滞納がない人
- ④ 平成24年度から平成30年度に同助成を受けていない人及び住宅
※申請可能な回数は、同一住宅及び同一の人物につき1回です。



■ 募集数

35件程度（応募者多数の場合は抽選で当選者を決定します）

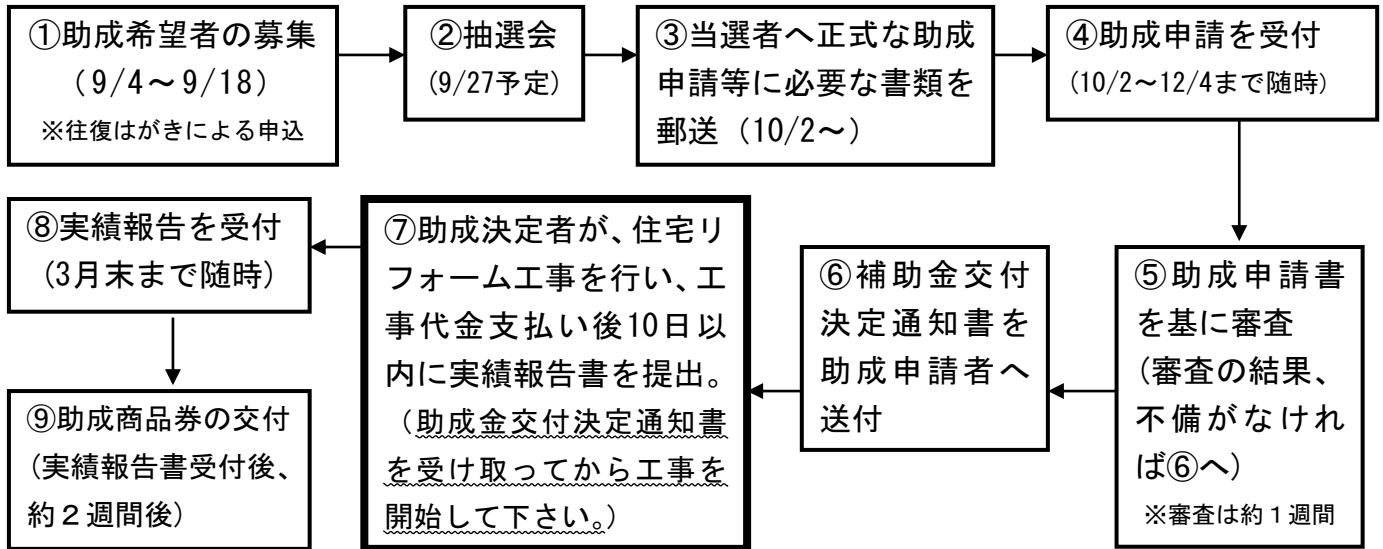
■ 申込手続

往復はがきに住所、氏名（フリガナ）、電話番号、工事内容、工事日程、住宅の所有者を必ず記入し、赤穂市建設経済部産業観光課宛（〒678-0292 赤穂市加里屋81番地）へ郵便で申し込んでください。

■ 募集期間

平成30年9月4日（火）から9月18日（火）（消印有効）

募集から事業完了までの流れ



申込の際の往復はがき記入例

< 往信の宛名面 >

< 返信の文面 > (無記入でお願いします)

<input type="checkbox"/> 往 信	678-0292 赤穂市建設経済部産業観光課宛 赤穂市加里屋81番地
---------------------------------	---

< 返信の宛名面 >

< 往信の文面 >

<input type="checkbox"/> 返 信	678-0000 赤穂市加里屋〇〇番地 赤穂市 太郎様	住宅リフォーム助成に応募します。 (住所) 〒678-〇〇〇〇 赤穂市加里屋〇〇番地 (氏名) 赤穂 太郎 あこう たろう (電話番号・Fax) 43-6838 (工事内容) 壁紙の張替え (工事日程) 1月~2月頃 (住宅の所有者) 赤穂 太郎	横書きでお願いします。 10月中旬以降でお おまかな予定を記 入して下さい。 共有の場合など、申 込者と所有者が違 う場合は、その理由 も記入して下さい。
---------------------------------	--	---	--